

令和3年度 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく事業者の測定結果

ダイオキシン類対策特別措置法第28条の規定により、廃棄物焼却炉等を設置する事業者は、年1回以上、排出ガス等のダイオキシン類による汚染の状況について測定し、その結果を報告することが義務付けられています。市内の事業所から報告のあった令和3年度分の測定結果を取りまとめましたので、公表します。

測定結果の概要

1. 大気基準適用施設（廃棄物焼却炉）

令和4年3月末において報告義務のある事業所は3事業所4施設（2施設は休止中）で、測定結果は報告されており、排出基準に適合していました。（表-1）

2. 水質基準適用事業場（下水道終末処理場）

令和4年3月末において報告義務のある事業所は1事業所2排水口（1排水口は現在未使用）で、測定結果は報告されており、排出基準に適合していました。（表-2）

表-1 大気基準対象施設

事業場 No.	事業場名	所在地	施設 No.	ダイオキシン類(排出ガス)			ダイオキシン類(燃え殻)		ダイオキシン類(ばいじん)		備考
				試料採取日	測定結果 (ng-TEQ/m3N)	基準	試料採取日	測定結果 (ng-TEQ/g)	試料採取日	測定結果 (ng-TEQ/g)	
1	大和川下流流域下水道 今池水みらいセンター	松原市天美西7-265-1	1	R3.10.19	0.00000062	5	-	-	R3.10.11	0.000038	2号炉 (流動床炉)
			2	R3.8.24	0.00000039	1	-	-	R3.10.11	0.00000036	3号炉 (流動床炉)
2	松原市サニテーション	松原市天美西7-26-1	3	-	-	10	-	-	-	-	平成24年度休止
3	(株)マナックス三宅工場	松原市三宅東4-1456-1	4	-	-	10	-	-	-	-	令和3年度休止

表-2 水質基準対象施設

事業場 No.	事業場名	所在地	特定施設の種類の種類	試料 No.	試料採取日	ダイオキシン類(排水)		備考
						測定結果 (pg-TEQ/L)	基準	
1	大和川下流流域下水道 今池水みらいセンター	松原市天美西7-265-1	廃ガス洗浄施設 下水道終末処理施設	1	-	-	10	No.1排水口 平成23年度休止
				2	R3.9.1	0.00029	10	No.2排水口